

## ○春日市老人福祉センター設置条例施行規則

(平成 17 年 10 月 7 日規則第 36 号)

改正 平成 31 年 4 月 1 日規則第 22 号 令和元年 9 月 26 日規則第 17 号

春日市老人福祉センター設置条例施行規則(昭和 56 年規則第 17 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日市老人福祉センター設置条例(平成 17 年条例第 20 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の候補者の選定)

第 2 条 市長は、条例第 6 条第 1 項本文の規定により春日市老人福祉センター(以下「センター」という。)の指定管理者(以下「指定管理者」という。)の候補者を選定するときは、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、指定を受けるために必要な資格その他必要な事項を明示した募集要項を作成して公募するものとする。

2 公募による指定管理者の候補者の選定に当たっては、書類審査及び面接審査により行うものとし、別に定める手続により、条例第 6 条第 4 項各号の基準に照らして審査するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果については、書面により申請者に通知するものとする。

4 市長は、条例第 6 条第 1 項ただし書の規定により公募によることなく指定管理者の候補者を選定するときは、第 1 項の募集要項に準じる内容の申請要項を相手方に提示して申請させ、前 2 項の規定の例により審査等を行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、市長が定める期日までに春日市老人福祉センター指定管理者指定申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 春日市老人福祉センター職員計画書

(2) 春日市老人福祉センター管理計画書

(3) 団体に関する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の通知等)

第 4 条 市長は、指定管理者の候補者について、議会の議決を経て指定管理者に指定したときは春日市老人福祉センター指定管理者指定書(様式第 2 号)により、指定しなかったときはその理由を付した書面により当該候補者に通知するものとする。

(事業報告書)

第 5 条 条例第 9 条第 2 項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を明記しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

- (2) 管理業務に係る収支決算の状況
  - (3) その他市長が必要と認めて指示した事項
- (利用の承認)

第6条 センターを利用しようとする者は、利用しようとする日の10日前までに、春日市老人福祉センター利用承認申請書(様式第3号)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、個人利用の場合及び指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 センターの利用の承認は、春日市老人福祉センター利用承認書(様式第4号)により行うものとする。ただし、個人利用の場合にあっては、春日市老人福祉センター利用券の交付をもって、利用が承認されたものとする。
- (利用料金の減免基準)

第7条 条例第13条第5項に規定する利用料金の減免基準及び減免の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一部免除(施設利用料金のみ)
  - ア 市が後援する行事に利用するとき。
  - イ 市内の社会福祉団体が利用するとき。
  - ウ 指定管理者が公益上特に必要があると認めたとき。
- (2) 全部免除
  - ア 市が行政上の必要により利用するとき。
  - イ 市が主催し、又は共催する行事等に利用するとき。

(利用料金の減免手続)

第8条 利用料金の減免を受けようとするものは、春日市老人福祉センター利用料金減免申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請書が提出された場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは、春日市老人福祉センター利用料金減免可否決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(利用上の注意事項)

第9条 利用者は、センターの利用に当たっては、条例及びこの規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(協定の締結)

第10条 条例及びこの規則に定めるもののほか、指定管理者によるセンターの管理に関し必要な事項は、指定管理者との協定により取り決めるものとする。

- 2 前項の協定には、管理業務に伴う個人情報の保護に関する事項を明記しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

2 施行日からセンターの指定管理者となる者について、条例附則第 3 項の規定により候補者を選定する場合は、第 2 条第 4 項の規定の例により行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、施行日からセンターの指定管理者となる者に係るこの規則の規定による指定の手続は、施行日前においても当該規定の例により行うことができる。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日規則第 22 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 6 号までの様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年 9 月 26 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

春日市老人福祉センター指定管理者指定申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

春日市老人福祉センター指定管理者指定書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

春日市老人福祉センター利用承認申請書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

春日市老人福祉センター利用承認書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

春日市老人福祉センター利用料金減免申請書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

春日市老人福祉センター利用料金減免可否決定通知書

[別紙参照]